

第1章 はじめに

※第3回災害廃棄物対策推進検討会資料8からの変更箇所を青字記載

平成27年廃棄物処理法及び災対基本法改正等により措置された制度などの施行状況等に関する点検や、令和6年能登半島地震をはじめとするこれまでの災害における災害廃棄物対応の検証等を踏まえ、今後の巨大地震や集中豪雨等に備えた更なる取組の方向性についてとりまとめ。

第2章 これまでの災害廃棄物対策の進捗と課題		
2-1 平成27年法改正事項の活用状況と課題	2-2 東日本大震災以降の災害に対する対応	2-3 巨大地震や集中豪雨等へのこれまでの検討状況と課題
(1) 廃棄物処理法及び災対基本法の改正の概要 (2) 改正法の活用状況と課題 1) 平時の備えを強化するための関連規定 2) 災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る特例措置	(1) 東日本大震災における取組と課題への対応 (2) 平成28年熊本地震における取組と課題への対応 (3) 平成30年7月豪雨における取組と課題への対応 (4) 令和元年台風19号における取組と課題への対応 (5) 令和2年7月豪雨における取組と課題への対応 (6) 令和6年能登半島地震における取組と課題	(1) 南海トラフ地震 (2) 首都直下地震 (3) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震 (4) 集中豪雨

第3章 今後の巨大地震や集中豪雨等の発生に備えた更なる対策の方向性と取組事項

- ・災害廃棄物について、適正処理と再生利用を確保した上で、円滑かつ迅速に処理すべく、**平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目なく災害対策を実施・強化**することを目的とした平成27年改正法の基本コンセプトは引き続き堅持する。
- ・その上で、平成27年改正法における災害廃棄物処理に関する施行状況や平成27年法改正以降の大規模災害における災害廃棄物対応状況等を踏まえ、**東日本大震災又はそれ以上の規模の巨大地震や集中豪雨（特定非常災害レベル）発生時に備えた更なる対策の方向性を3-1～3-6の6つの柱として整理**し、それぞれの項目において取り組むべき事項を列挙。
- ・これらの取組事項は、今後発生が想定されている巨大地震や大規模な集中豪雨等の備えとして効果をもたらすものであるとともに、**巨大地震や大規模な集中豪雨等に至らないものの**平時の市町村の廃棄物処理体制では対処できない規模の**非常災害全般の備え**としても**切れ目なく効果を発揮**するものである。
- ・3-1～3-6の各種取組事項のうち、**制度的対応に関するもの（法定化の検討も含む）を3-7で整理**。これらの制度的対応事項については、廃棄物処理制度小委員会においても検討、議論を行う。

3-1 自治体における災害廃棄物処理計画等及び災害支援協定の充実

3-2 発災後の初動期における災害廃棄物処理体制の早期確立

3-3 損壊家屋等の解体**工事**実施体制の早期確立

3-4 大量に発生する災害廃棄物の処理体制の早期確立

3-5 現地支援・受援体制の早期構築のための取組

3-6 **巨大地震・集中豪雨等における**災害廃棄物処理に関する知見・データ等の充実

3-7 制度的対応

3-1 自治体における災害廃棄物処理計画等及び災害支援協定の充実

(1) 災害廃棄物処理計画等の策定・充実及び実効性向上

- ・ 災害廃棄物処理計画の策定・充実及び、適宜の計画改定により実効性向上を図る。【都道府県・市町村】
- ・ 地方自治体（市町村、都道府県）の災害廃棄物処理計画の内容充実（※）のための災害廃棄物対策指針・大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針・マニュアル・手引き等の改定を行う。【国】
※仮置場候補地の事前選定、最新の地震及び豪雨災害の被害想定との反映、関係団体等との協定の処理計画への位置づけ、資機材等の確保、受援体制・支援体制の具体化、市町村から都道府県への事務委託の記載追加、大規模災害時の広域処理の想定・関係機関との調整、平時及び災害時における処理困難な廃棄物に関する処理先の確保等
- ・ 計画未策定市町村の災害廃棄物処理計画の早期策定に向けた、関係者間連携（一部事務組合・構成市町村間、都道府県・管下市町村間、地域ブロック協議会・都道府県間、地域ブロック間）によるモデル事業の実施及び成果の横展開等を行う。【国】
- ・ 地方自治体の災害廃棄物処理計画の実効性向上に関するモデル事業の実施及び当該モデル事業で得られた成果の横展開等を行う。【国】
- ・ 市町村における平時の一般廃棄物処理と発災時の災害廃棄物処理の一体性と連動性を高めることにより市町村の災害廃棄物処理計画の実効性をより高める観点から、市町村の災害廃棄物処理計画の制度化（市町村の法定計画である一般廃棄物処理計画への非常災害時の施策に関する規定事項の追加）の検討を行う。【国】
- ・ 災害廃棄物処理計画の策定、改定時において、地域防災計画・業務継続計画などの防災関連計画等と整合を図る。【都道府県・市町村】
- ・ 各地域ブロック内における地域ブロック災害廃棄物対策行動計画と各都道府県災害廃棄物処理計画の内容の共有・周知徹底を行う。【国・都道府県】
- ・ 災害廃棄物処理計画や災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き等の内容に基づき、職員への研修や訓練（図上訓練、実地訓練）を実施することで、計画の実効性を高める。【都道府県・市町村】
- ・ 災害廃棄物処理計画の内容を住民に周知し、理解を得ることで、計画の実効性を高める。【都道府県・市町村】

(2) 災害支援協定の締結・充実及び実効性向上

- ・ 災害支援協定の締結・充実及び、締結先との連携強化や協定内容等の適宜見直しにより実効性向上を図る。【都道府県・市町村】
- ・ 地方自治体における関係団体・他自治体との災害支援協定締結に向けた検討事項や発災後の発動条件・手続等の整理・標準化を行い、各種指針・手引き等の改定を行う。【国】
- ・ 災害支援協定に盛り込むべき事項（※）を整理の上、災害支援協定のひな形の具体化や、各種指針・手引き等の改定を行う。【国】
※初動期における資機材等の提供、生活ごみ・し尿処理、発災後の仮置場の早期開設・運営、公費解体（解体申請・各種調査、工事前調整、解体工事）、災害廃棄物の広域処理（処理の規模・処理対象物の種類、処理技術等）に関する協力内容
※締結対象の民間事業者・団体等の役割、運営管理体制
- ・ 災害支援協定の締結促進に資するモデル事業の実施及び当該モデル事業で得られた成果の横展開等を行う。【国】
- ・ 災害支援協定の締結の推進を図る観点から、地方自治体による（災害廃棄物処理計画に基づく）災害支援協定の締結に関する制度化の検討を行う。【国】

3-2 発災後の初動期における災害廃棄物処理体制の早期確立

(1) 廃棄物処理施設の強靱化対策の推進

1) 平時における廃棄物処理施設の強靱化

- 一般廃棄物処理施設の強靱化のため、災害廃棄物の処理も考慮した施設の整備・更新への支援を行う。【国】
- 一般廃棄物処理施設の早期の耐震化、水害防止対策を実施する。【市町村】
- 災害時の自立起動・継続運転可能な一般廃棄物処理システム・体制（エネルギー等の用役調達含む）を構築する。【市町村】
- 一般廃棄物処理施設の持続的かつ着実な点検実施と点検を行うための人材を確保する。【市町村】

2) 発災時における被災処理施設の早期復旧・代替対策の推進

- 市町村管内の既存廃棄物処理施設の各種基礎情報（運営事業者、処理能力、通常処理量、ピット・タンク容量、施設等図面、受入地域への搬入ルート、処理物の搬出先の施設規模・事業者等）について、平時に把握・更新する。【市町村】
- 各都道府県における既存廃棄物処理体制の把握（管内の廃棄物処理施設等の基礎情報（事業者、処理能力、処理対象物、平時処理量、搬入物・搬入車両の受入条件等）の整理等）、都道府県内の災害廃棄物処理可能量の推計、集約を行う。【都道府県、市町村、国】
- 既存廃棄物処理施設の各種基礎情報の整理様式のひな形等の作成を行う。【国】
- 廃棄物処理施設の被災状況の迅速・円滑な把握と、復旧・代替措置の検討のための現地調査体制や復旧・代替措置を講じるための支援体制を構築する。【国】

3-2 発災後の初動期における災害廃棄物処理体制の早期確立

(2) 生活ごみ・し尿処理への対応 ・ 平時の生活ごみ・し尿の具体的な回収・収集情報（回収の場所・頻度・回収ルート・事業者、処理先の施設規模・事業者等）の把握及び更新を行う。【市町村】 ・ 避難所情報（場所、収容人数等）に関し、防災部局と平時から情報共有を行う。【市町村】 ・ 発災時の収集運搬オペレーションの円滑化・効率化のため、情報収集・運営体制の整備（共通システム・ツール導入等を含む）及び運営・維持管理を行う。【国・都道府県・市町村】 ・ 浄化槽の復旧に関し、マニュアルの改訂を検討する。【国】
(3) 被災家屋の片付けごみ処理、仮置場の確保・運営への対応 ・ 住民への片付けごみ出しルール等の普及啓発を平時から行うとともに発災時の住民・ボランティアへの周知・広報等の事前準備を行う。【市町村】 ・ 都道府県・関係機関との連携強化により、仮置場候補地の選定を促進する。【市町村・都道府県・国】 ・ 仮置場候補地の事前選定促進のため、各種指針・手引き等の充実やモデル事業等の実施により、地方自治体を支援する。【国】 ・ 仮置場への搬入・搬出管理手法を標準化する。【国】 ・ 地区集積所・戸別回収に関し、その管理・運営手法や仮置場との関係等について、過去事例を含む情報の整理を行う。【国】 ・ ごみ出し等支援（ごみ出し困難者（高齢者等）支援含む）に関するボランティアとの連携方策を具体化・標準化する。【国・都道府県・市町村】
(4) 処理困難な廃棄物等への対応 ・ 処理困難な廃棄物の被災家屋及び仮置場での分別に関する留意事項と取組事例の継続的な周知を実施する。【国】 ・ 処理困難な廃棄物の品目ごとの市町村の優良取組事例の収集・整理・横展開を行う。【国】 ・ 関係事業者・団体等との連携による、平時及び災害時における処理困難な廃棄物に関する処理先の確保に関する取組を推進する。【国】

3-3 損壊家屋等の解体工事実施体制の早期確立

(1) 公費解体等に係る事務の更なる円滑化 - 各種マニュアル等の必要に応じた改定、地方自治体・関係団体等への周知を行う（令和6年能登半島地震において環境省等が発出した通知・事務連絡等の整理・反映を含む）。【国】 - 公費解体に関する手続の標準化、申請様式の統一化を行う。【国】 - 各種マニュアル等を踏まえ、自治体における公費解体業務の要綱等の事前整備を行う。【都道府県・市町村】 - 被災者等の負担軽減の観点から、自治体保有情報（被災者情報、課税情報等）を活用した公費解体申請書類・手続等の円滑化・効率化（2次避難先等からの遠隔申請を含む）を行う。【国】 - 関係省庁等と連携し、家屋被害調査・罹災証明と公費解体申請手続との連携を推進する。【国】 - 関係省庁等と連携し、巨大地震等に備え、倒壊家屋等の解体や解体により生じる廃棄物の処理に係る事務の円滑化（関係者同意等を含む）を検討する（なお、倒壊家屋等の解体に係る関係者同意等や貴重品等については、家屋等の所有権に関する慎重な配慮・検討が別途必要である）。【国】
(2) 解体工事の適正かつ迅速・円滑な実施 - 発災後の初動期における二次災害防止等の応急措置のための緊急的な家屋等解体の調査や解体工事の速やかな実施のための体制・仕組み等を構築する。【国】 - 公費解体申請から工事前調整、解体工事までの一連の工程全体の円滑な実施のため、基礎データ共有・進捗管理等に必要なシステム・ツール等を整備・構築する。【国】 - 全壊・半壊家屋の地図データの活用等により、解体工事の面的かつ効果的・効率的な実施手法を確立する。【国】 - 解体工事等における環境対策（アスベスト対策等）について、関係省庁等と連携し、対応する。【国】
(3) 復旧・復興施策との連携 - 関係省庁等と連携し、被災自治体における公費解体計画（災害廃棄物処理実行計画）と復興計画との関係・連携に関する検討、整理を行う。【国、都道府県・市町村】 - 関係省庁等と連携し、損壊家屋等の修繕対策との連携を検討する。【国】 - 関係省庁等と連携し、平時における空き家対策との連携を検討する。【国】

3-4 大量に発生する災害廃棄物の処理体制の早期確立

(1) 広域処理に必要な基礎情報の整備・共有

- 各都道府県における既存廃棄物処理体制の把握（管内の廃棄物処理施設等の基礎情報（事業者、処理能力、処理対象物、平時処理量、搬入物・搬入車両の受入条件等）の整理等）、都道府県内の災害廃棄物処理可能量の推計、集約を行う。（再掲）【都道府県・市町村・国】
- 各都道府県における各種輸送手段の規模情報（道路輸送：大型貨物車、海上輸送：船舶、鉄道輸送：貨物コンテナ等）を把握する。【都道府県】
- 発災時におけるコンクリートがらの再生利用の円滑な実施の観点から、関係省庁・機関等と連携しながら、各種知見（再生資材の安全性確保、需給時期のバランス調整、長期保管可能場所の確保等）の整理、内容の充実化の検討を行い、各種指針・手引き等へ反映する。【国】
- コンクリートがら以外の、他の品目の再生利用に関する事例・知見の集積・整理を行い、事例集等へ反映する。【国】

(2) 適正処理を前提とした廃棄物処理の災害時特例等の活用・拡充

1) 既存の災害時特例の活用促進

- 市町村による一般廃棄物処理施設の届出に関する災害時特例（廃掃法第9条の3の2）及び市町村からの委託を受けた事業者が設置する一般廃棄物処理施設の届出に関する災害時特例（同法第9条の3の3）の内容・活用事例の周知を行い、地方自治体における平時の活用検討や、活用準備を促進する。【国】
- 産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置に係る災害時特例（同法第15条の2の5第2項）の内容・活用事例の周知を行い、地方自治体における事前の活用検討・活用準備（自治体と産業廃棄物処理事業者との協定締結、市町村間調整の実施等）を促進する。【国】
- 一般廃棄物処理の委託基準（再委託）に係る災害時特例（廃掃法施行令第4条第3号）の内容・活用事例の周知や、契約書のひな形を含む手引き等の策定・周知を行い、地方自治体における事前の活用検討・活用準備を促進する。【国】

2) 災害時特例の拡充検討

- 産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置に係る災害時特例（同法第15条の2の5第2項）の活用が困難な事例（廃掃法第15条許可対象の産業廃棄物処理施設以外の処理施設の活用）の整理、特例の拡充について検討する。【国】
- 一般廃棄物処理の委託基準(再委託)に係る災害時特例（同令第4条第3号）の活用が困難な事例の整理、特例の拡充について検討する。【国】
- 大規模災害時における既存の民間廃棄物処理施設等の最大限活用及び災害支援協定の活用促進の観点から、自治体及び民間事業者・団体間の災害支援協定に基づき当該自治体から委託を受けた民間事業者等が災害廃棄物処理を行う場合、適正処理の確保及び責任の所在の明確化を前提とした、各種災害時特例の適用について検討する。【国】
- 大規模災害時における既存の民間廃棄物最終処分場の最大限活用の観点から、災害廃棄物の受入容量の事前確保・活用に関する制度化・支援措置等を検討する。【国】

3-4 大量に発生する災害廃棄物の処理体制の早期確立

(3) 事前検討・調整による発災時の迅速・円滑な広域処理の推進

- 巨大地震（首都直下地震、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震）における災害廃棄物処理シナリオ（仮置場確保面積、仮設を含む中間処理施設数（再生利用含む）、広域処理に係る輸送手段及び最終処分場の確保等）の更なる具体化を検討する。【国】
- 発災時における都道府県の役割・事前準備（県関係事業者・団体との災害支援協定、管内市町村からの事務受託、災害廃棄物処理実行計画（解体計画含む）の策定、県内・周辺県との広域調整など）について、より具体化・明確化する。【国・都道府県】
- 発災時における地域ブロック協議会の役割・事前準備（地域ブロック内の広域処理調整、地域ブロック内の自治体からの応援職員派遣、隣接する地域ブロックとの広域調整など）について、より具体化・明確化する。【国】
- 大規模災害時における仮設処理施設の整備のための国有地・都道府県有地など市町村有地以外も含めた候補地の選定に関するモデル事業の実施と事例の横展開を行う。【国】
- 上記シナリオ等の成果について、災害廃棄物対策指針・大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針及び各種技術資料・マニュアル・手引き等へ反映する。【国】
- 上記指針等を活用し、広域処理に関する関係機関等との事前調整の実施や、災害廃棄物処理計画・災害支援協定等に内容を反映する。【都道府県・市町村】
- 大規模災害時の地域ブロック間の広域調整に関する柔軟な対応・運用を検討する。【国】

3-5 被災自治体等の災害廃棄物処理の支援・受援体制と横断的支援機能の早期確立

(1) 被災自治体への支援・受援の基盤となる情報・ツールの充実

- 地方自治体における各種基礎情報（※）の整理にあたり、デジタル化を支援する。【国】
※既存廃棄物処理施設の各種基礎情報、平時の生活ごみ・し尿の具体的な回収・収集情報、避難所情報（場所、収容人数等）、各都道府県における既存廃棄物処理体制の把握（管内の廃棄物処理施設等の基礎情報（事業者、処理能力、処理対象物、平時処理量、搬入物・搬入車両の受入条件等）の整理等）、各都道府県における各種輸送手段の規模情報
- 発災時における避難所ごみやし尿の収集・処理状況、片付けごみを含む災害廃棄物の分別・処理状況、公費解体に関連する進捗状況等の管理・調整や、支援者等へ必要な情報共有を行うなど、デジタル技術を活用した災害廃棄物処理全般を管理できる共通システム・ツール等の構築を検討する。【国・都道府県】
- 上記の災害廃棄物処理全般を管理する共有システム・ツールの構築にあたっては、政府、自治体が管理する各種データとの連携により、情報の充実化を図る。【国】
- 災害廃棄物発生量推計、仮置場への搬入・搬出管理、公費解体工事管理（地図データの活用等による解体工事の面的かつ効果的・効率的な実施など）等、災害廃棄物処理の効率化や省人化を図るため、災害廃棄物処理の各フェーズにおける更なるデジタル技術等の活用を検討する。【国】
- 災害廃棄物処理・公費解体に関し、必要な契約書類等のひな形等を整理し、地方自治体に情報提供する。【国・都道府県】

3-5 被災自治体等の災害廃棄物処理の支援・受援体制と横断的支援機能の早期確立

(2) 被災自治体の支援・受援体制の確立・充実

- 被害状況、被災自治体の被災経験及び被災自治体（市町村、都道府県）の組織体制・財政規模に応じ、発災時における都道府県の役割・事前準備（県関係事業者・団体との災害支援協定（人員・資機材等の提供情報含む）、管内市町村からの事務受託（管内市町村への都道府県職員の派遣も含む）、災害廃棄物処理実行計画（解体計画含む）の策定、必要な現地支援規模・体制等に関する管内市町村への情報提供・助言、各都道府県内・周辺地方自治体との広域調整など）について、具体化・明確化する。【国・都道府県】
- 発災時における国の役割・事前準備（災害廃棄物発生量の初期推計見通し、支援者の人員・必要な資機材情報等の整理、大規模災害発生時の必要な現地支援規模・体制や地域ブロックを跨ぐ広域処理の見通し等に関する被災都道府県への情報提供・助言など）について、具体化・明確化する。【国】
- 被災自治体への早期支援立ち上げと段階的な自立化に向けた円滑な調整のための人的・技術的支援（人材バンク、D.Waste-Net、地域ブロック災害廃棄物対策行動計画等に基づく応援職員派遣等）のパッケージ化（支援者の役割分担（支援者間、支援者と地元事業者間）、支援のスケジュール、受援者のニーズも踏まえた支援実施条件等の整理等）を検討する。【国】
- 被災自治体に対する他自治体による災害廃棄物処理・公費解体業務支援について、自治体の被災経験の有無も勘案しつつ、関係省庁・関係団体等と連携し、対口支援方式の導入や市区町村間での職員の共同活用制度等を検討する。【国】
- 被災自治体（市町村、都道府県）における災害廃棄物処理対応に必要な受援体制（災害廃棄物対策部署の専任化と意志決定等できる中核人材の配置、災害の規模等に応じた業務遂行必要人員、受援必要人員、発災後の被災自治体と支援者との情報連絡体制等）の具体化・標準化を行う。【国】
- 地方自治体の廃棄物担当等に対する教育・研修の充実化により、災害廃棄物対応力向上を図る。【都道府県・市町村】
- 地方自治体の災害廃棄物処理全般に関する方針の決定や進捗管理、関係者間の調整を行える幹部職員、実務を担う廃棄物担当等、職員のレベルに応じた支援・受援に関する育成・研修の標準カリキュラム等を作成し、実施する。【国】
- 被災家屋からのごみ出し等について、ボランティアとの連携強化を行う（平時に予め役割等を確認する、受入に必要な対応事項の整理や備品を準備する等）。【国・都道府県・市町村】

3-5 被災自治体等の災害廃棄物処理の支援・受援体制と横断的支援機能の早期確立

(3) 現地支援者への環境整備等の支援
• D.Waste-Netの体制・機能拡充、平時の連携強化（派遣時期・条件等の整理、研修等を通じた標準化・支援力向上等）を行う。【国】 • 災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）の充実（登録者拡充、研修等を通じた標準化・支援力向上等）を行う。【国】 • 現地での作業場所・執務環境、備品等や被災自治体周辺における宿泊施設等を確保する。【国・都道府県・市町村】 • 支援をより有効的に機能させるため、支援者による支援活動の実績等について、自治体や関係者に広く周知する。【国】 • 派遣先、派遣期間等のシフトの工夫、支援者の安全管理、被災地に関する情報(道路啓開等)の共有方法等、支援に関する諸条件を標準化する。【国】 • 支援者間の連携・調整・協力による災害廃棄物処理の実施（情報共有体制の構築等）を支援する。【国】 • 関係省庁と連携し、支援の長期化等の場合の、支援自治体の行政サービス低下防止のための施策（OB・OG活用等）を検討する。【国・都道府県・市町村】

3-5 被災自治体等の災害廃棄物処理の支援・受援体制と横断的支援機能の早期確立

(4) 被災自治体の横断的調整支援を担う専門支援機能の確立

- 特に大規模災害時において被災自治体（市町村、都道府県(市町村から事務委託を受ける場合)）が行う災害廃棄物処理・公費解体の事業監理、人的・技術的支援、広域調整を行う横断的専門支援機能・体制の整備（平時の備えと発災時対応の両方を含む）を行う。【国】

【横断的専門機能の必要性】

- ✓ 公費解体（申請受付～解体工事）や災害廃棄物処理（生活ごみ・し尿処理、片付けごみ対応、広域処理等）の各種手続・調整の工程等が多く、業務を担う関係事業者が多岐かつ非常に多い。
- ✓ 一方で、大部分の被災自治体の部署・職員にとって初めての業務になることから、公費解体・災害廃棄物処理の経験・知見・人材が蓄積されておらず、調整・連携体制の構築・運営に多大な負荷・時間を要する。
- ✓ このため、被災自治体における公費解体・災害廃棄物処理に係る各種事務・調整支援を横断的に行う専門支援機能（機関）を設けることにより、公費解体・災害廃棄物処理全体の適正、円滑・迅速な実施を図る。

【想定される横断的専門機能の主な役割】

- ✓ 発災後の初動における関係機関（D.Waste-Net、関係機関、関係省庁等）と連携した現地被害調査チームの編成、現地への派遣・調査
- ✓ 公費解体・災害廃棄物処理に係わる被災自治体の発注・契約・施工管理業務、各種事務手続きについて被災自治体の補助者・代行者として対応
- ✓ 発災時における公費解体・災害廃棄物の各フェーズ・工程に応じた技術支援、人的支援のマッチング・調整
- ✓ 平時における自治体（市町村、都道府県）の公費解体・災害廃棄物の各種対策、研修・訓練等に関する技術支援 等

【横断的専門機能に必要な具備要件】

- ✓ 廃棄物処理・公費解体に関する技術的・専門的な知見・経験（廃棄物処理に関する知見だけでなく、廃棄物処理・公費解体に関連する様々な知見（例えば建築、土木、法務、財務、電気、DX等）が必要）
- ✓ 多様な関係者・関係機関（自治体、事業者等）との調整に関する知見・能力
- ✓ 広域的な連携に関する知見・能力 等

3-6 巨大地震・集中豪雨等における災害廃棄物処理に関する知見・データ等の充実

(1) 巨大地震・集中豪雨等に関する災害廃棄物処理に係る知見等の充実 - 巨大地震・集中豪雨等の発生後早期におけるデジタル技術等を活用した建物被害棟数及び災害廃棄物発生量の初期推計手法を確立するとともに、令和6年能登半島地震を含む近年の主な災害の各種データを踏まえた災害廃棄物発生量の推計式の精度検証と原単位等の更なる精度向上を図る。【国】 - 巨大地震（首都直下地震、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震）における災害廃棄物処理シナリオ（仮置場確保面積、仮設を含む中間処理施設数（再生利用含む）、広域処理に係る輸送手段及び最終処分場の確保等）の更なる具体化を検討する。（再掲）【国】 - 巨大地震を含む地震災害における災害廃棄物の知見（災害廃棄物の組成割合の標準化等）や豪雨災害を含む水害における片付けごみの知見（片付けごみの組成割合・危険物種類の標準化等）の充実を図る。【国】 - 避難所を含む生活ごみ・し尿の発生量の推計方法の改善、回収・運搬方法の最適化を検討する。【国】 - 火災（地震災害に伴う火災を含む）により発生する災害廃棄物の組成割合や、災害廃棄物処理への火山灰の影響等に関する技術的検討を行う。【国】 - 関係省庁・関係部局と連携し、（事前）復興計画を踏まえた災害廃棄物処理の在り方を検討する。【国・都道府県・市町村】
(2) 各種知見等の指針・マニュアル類への反映と活用の促進 - 上記（1）の知見等や近年の主な災害の実績・事例等を整理の上、災害廃棄物対策指針・大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針及び各種技術資料・マニュアル・手引き等を改定する。【国】 - 地域ブロック協議会・都道府県での研修等を通じた、自治体における各種指針等の認知度の向上、災害廃棄物処理計画及び災害支援協定等の策定・改定への活用の促進を図る。【国】

3-7 制度的対応

(1) 災害廃棄物処理計画・災害支援協定の制度化

- 市町村における平時の一般廃棄物処理と発災時の災害廃棄物処理の一体性と連動性を高めることにより市町村の災害廃棄物処理計画の実効性をより高める観点から、市町村の災害廃棄物処理計画の制度化（市町村の法定計画である一般廃棄物処理計画への非常災害時の施策に関する規定事項の追加）を検討する。【国】
- 災害時支援協定の締結・活用の実効性を高める観点から、地方自治体（都道府県・市町村）による（災害廃棄物処理計画に基づく）災害支援協定の締結に関する制度化を検討する。【国】

(2) 適正処理を前提とした災害廃棄物処理に係る特例制度の活用促進・拡充

- 大規模災害時における既存の民間廃棄物処理施設等の最大限活用及び災害支援協定の活用促進の観点から、自治体及び民間事業者・団体間の災害支援協定に基づき当該自治体から委託を受けた民間事業者等が災害廃棄物処理を行う場合における、適正処理の確保及び責任の所在の明確化を前提とした各種災害時特例の適用を検討する。【国】
- 産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置に係る災害時特例（同法第15条の2の5第2項）の活用が困難な事例（廃掃法第15条許可対象の産業廃棄物処理施設以外の処理施設の活用）の整理、特例の拡充を検討する。【国】
- 一般廃棄物処理の委託基準（再委託）に係る災害時特例（廃掃法施行令第4条第3号）の活用が困難な事例の整理、同特例の拡充を検討する。【国】

(3) 廃棄物最終処分場での災害廃棄物の受入容量確保に係る特例制度の整備

- 大規模災害時における既存の民間廃棄物最終処分場の最大限活用の観点から、災害廃棄物の受入容量の事前確保・活用に関する制度化・支援措置等を検討する。【国】

(4) 廃棄物処理・公費解体を横断的に調整支援する専門支援機能の確立

- 被災自治体の平時の各種災害廃棄物対策及び発災後の災害廃棄物処理・公費解体に関する事業監理、人的・技術的支援、広域調整等に対して横断的調整支援を担う専門支援機能の確立に向けた制度化を検討する。【国】

(5) 巨大地震等に備えた損壊家屋等の解体や災害廃棄物処理の事務の円滑化方策の検討

- 関係省庁と連携し、巨大地震等に備え、倒壊家屋等の解体や解体により生じる廃棄物の処理に係る事務の円滑化（関係者同意等を含む）を検討する（なお、倒壊家屋等の解体に係る関係者同意等や貴重品等については、家屋等の所有権に関する慎重な配慮・検討が別途必要である）。【国】